

# 第139期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

## 事業報告

(1から6までは、招集ご通知に記載しております。)

- |                                       |      |
|---------------------------------------|------|
| 7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方<br>に関する基本方針 | P. 1 |
| 8. 業務の適正を確保する体制 (内部統制システム)            | P. 1 |
| 9. 特定完全子会社に関する事項                      | P. 3 |
| 10. 親会社等との間の取引に関する事項                  | P. 3 |
| 11. 会計参与に関する事項                        | P. 3 |
| 12. その他                               | P. 3 |

## 計算書類

(貸借対照表、損益計算書は、招集ご通知に記載しております。)

- |            |      |
|------------|------|
| 株主資本等変動計算書 | P. 4 |
| 個別注記表      | P. 6 |

## 連結計算書類

(連結貸借対照表、連結損益計算書は、招集ご通知に記載しております。)

- |              |      |
|--------------|------|
| 連結株主資本等変動計算書 | P.14 |
| 連結注記表        | P.15 |

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、上記の事項につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.tomatobank.co.jp/>) に掲載することにより、株主の皆さまに提供しております。

**株式会社トマト銀行**

## 7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針

該当事項はありません。

## 8. 業務の適正を確保する体制（内部統制システム）

### (1) 業務の適正を確保する体制

当社は、業務の適正を確保する体制（いわゆる内部統制システム）として、取締役会において以下のとおり決議するとともに、継続的な体制の見直しを行うことにより、内部統制の充実強化を図ることとしております。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  1. 取締役が、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であるかどうかの適格性について、取締役選任前に取締役会がチェックする。
  2. 当社が社会的責任と公共的使命を果たすため、取締役コンプライアンス規程に、トマト銀行取締役行動規範を定めている。
  3. 取締役の法令等遵守態勢及び内部管理態勢に対する認識を強化し、高い職業倫理感を涵養するため、取締役を対象にしたコンプライアンスや内部管理態勢に関する外部研修に参加し、最新の情報収集を行うとともに継続的に意識の高揚を図る。
  4. 取締役会は、法令等遵守方針に基づき、法令等遵守に関する社内規程を策定し、組織内に周知させている。また、トマト銀行役職員行動規範において使用人の行動基準を定める。
  5. 取締役会は、法令等遵守方針に基づいて、コンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画（コンプライアンス・プログラム）を事業年度ごとに策定し、当社グループの組織全体に周知している。
  6. コンプライアンスに関する最高責任者を社長、コンプライアンス統括部署担当役員をコンプライアンス統括責任者とし、本部にコンプライアンス統括部署を設置し、関係会社及び当社各店舗にコンプライアンス責任者を配置して法令順守の徹底を図る。
  7. 管理職及びコンプライアンス担当者を対象にコンプライアンス研修を実施するほか、各店舗においても定期的にコンプライアンス研修を行う。
  8. 社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の推進について協議する。
  9. コンプライアンス統括部署に法令違反、規程違反、倫理的に問題がある事項等を社員が発見した場合の社内通報窓口を設置し、専用電話、電子メール等により相談を受け付ける体制をとることにより、当社及び関係会社における法令違反等の早期発見体制並びに自浄プロセス体制を確立する。
  10. 事故防止のため、従業員の人事ローテーションを定期的実施するとともに、連続休暇制度に加え、指定休務などにより、職場離脱を実施する。
  11. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、組織全体として毅然とした態度で臨み、同勢力からの不当な要求を拒絶する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  1. 社内の文書の作成、保存及び保管について定めた文書規程に基づいて、情報の保存及び管理を適切に行う。
  2. セキュリティポリシー及びプライバシーポリシーに基づいて、保有するすべての情報資産（情報及び情報システム）や個人情報等を適切かつ安全に保存・管理する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  1. リスク管理（基本）規程に基づいて、リスクカテゴリー別のリスク管理基本方針、リスク管理規程及び部門別のリスク管理マニュアル、信用リスク管理の基本方針としてクレジットポリシー、セキュリティ管理の基本方針としてセキュリティポリシーを定め、リスク管理を行う。
  2. リスク管理の統括部署を設置し、リスク管理を一元管理する。
  3. 内部監査部署として、監査部を設置し、各部署の日常的なリスク管理状況の監査を行う。

4. 社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、リスク管理全般に係る協議機関として、主に内部管理態勢・リスク管理態勢強化のための整備、リスク管理体制の一元化等に関わる事項について協議する。
5. 大規模災害の発生による損害のため通常業務を行うことができなくなった場合を想定して、業務継続計画を定め、重要業務の継続を迅速かつ効率的に行う。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  1. 取締役会を3か月に1回以上開催するほか、必要がある場合は随時開催できる体制とする。
  2. 効率的業務運営を行うために、取締役社長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役をもって構成する常務会において、取締役会における業務執行に関する基本方針に基づき、業務執行上の重要事項を審議、決定する。
  3. 職制規程及び業務分掌規程に基づいて、業務執行を円滑かつ効率的に行う。
- ⑤ 株式会社及び子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  1. 関係会社との緊密な連携のもと、関係会社が当社グループとしての事業目的を遂行できるよう適切な内部管理体制を構築し、業務の健全かつ適切な運営を行う。
  2. 当社はグループ経営管理として、関係会社から必要な報告を受け、協議する体制を構築する。
  3. 当社の監査部が、関係会社の内部管理態勢について監査を実施する。
  4. 当社のコンプライアンス体制は、関係会社も含めた当社グループ全体を対象に当社のリスク管理統括部署が管理・統括し、当社のグループの適正なコンプライアンス体制の確保を図る。
- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項
 

監査役の職務を補助するため、監査役室を設置し、監査役会と協議のうえで必要な人員を配置する。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
  1. 監査役の職務を補助するための使用人は、当社の業務執行部門の役職員を兼務せず、監査役より監査業務に必要な命令を受けた場合は、その命令に関して、監査役以外の者から指揮命令を受けない。
  2. 監査役の職務を補助するための使用人の任命及び異動については、あらかじめ監査役会の同意を得る。
- ⑧ 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保する体制
  1. 法令等の違反行為、当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実、不祥事件が発覚した場合は、コンプライアンス統括責任者が取締役及び監査役へ報告する。
  2. 当社及び子会社の取締役及び使用人は、他の取締役及び使用人が法令、定款もしくは取締役行動規範、社内規程に違反した行為があると思料するときは、直ちに監査役へ報告する。
  3. 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由に不利な取り扱いを受けないよう、必要な体制を整備する。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  1. 取締役は、株主総会に付議する監査役選任議案の決定にあたって、監査役会とあらかじめ協議する。
  2. 監査役が、取締役会はもとより、常務会その他の重要な会議に出席できる。
  3. 監査役及び監査役会は、社長と定期的に会合をもち、当社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換する。
  4. 内部監査部門は、内部監査で得た情報を監査役に提供する等緊密な連携を保ち、監査役の円滑な業務の遂行に協力する。
  5. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行う。

## (2) 業務の適正を確保する体制の運用状況の概要

当社は、上記方針に基づいて、内部統制体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度において実施いたしました内部統制上重要と考える主な取り組みは以下のとおりです。

### ① コンプライアンス体制に関する取り組み

法令違反・不正行為等の早期発見及びこれらを未然に防止することを目的としてコンプライアンス委員会を設置しており、当事業年度においては4回開催しております。委員会ではコンプライアンスに関する課題の把握と、その対応策の立案・実施を行っており、また、役職員への教育・啓蒙を目的として、毎年度策定する「コンプライアンス・プログラム」に基づき、研修を実施しております。

### ② リスク管理体制に関する取り組み

当社の危機管理に関する基本的事項について定め、経営に重大な影響を及ぼす危機を未然に防止すること及び万一発生した場合の被害の極小化を図ることを目的とし、リスク管理基本規程を制定しております。また、当社のリスクに関する統括組織としてリスク管理委員会を設置し、当事業年度においては14回開催しております。委員会では、各リスクを一元的に収集・分類することにより、重要リスクを特定してリスクへの対応を図り、危機管理に必要な体制を整備しております。また災害を想定した訓練も適宜行っております。

### ③ 取締役の職務執行に関する取り組み

当社は、「取締役会規程」に基づき、原則月1回の取締役会を開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上重要な事項の決議を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。また、社外取締役を選任し、取締役会による当社取締役の職務執行の監督機能を強化しております。

なお、当事業年度におきましては、取締役会を18回開催しております。

### ④ 内部監査の実施に関する取り組み

内部監査部門が内部監査計画に基づき、当社全部門の内部監査を実施し、それぞれの検証結果を監査報告書として取締役および監査役に対して報告を行っております。

### ⑤ 監査役の職務執行に関する取り組み

監査役会は、社外監査役3名を含む監査役4名で構成されております。当事業年度においては、監査役会を16回開催し、常勤監査役からの会社の状況に関する報告や監査役相互の意見交換等を実施しておりますほか、各監査役は18回開催された取締役会にも出席し、意見陳述を行っております。また、代表取締役、会計監査人及び監査部との定期的な意見交換や主要な営業店臨店による業務実態の把握を実施しております。

なお、常勤監査役は、常務会を含む重要な会議への出席や毎月実施する監査部との意見交換会、社内決裁文書の閲覧等により情報収集に努めるとともに、必要な都度代表取締役や会計監査人と情報交換を行い、取締役の職務執行を監視しております。

## 9. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

## 10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

## 11. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

## 12. その他

該当事項はありません。

# 第139期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金
当期首残高	17,810	16,140	-	16,140	1,773
会計方針の変更による累積的影響額					
会計方針の変更を反映した 当期首残高	17,810	16,140	-	16,140	1,773
当期変動額					
新株の発行	5,000	5,000		5,000	
資本金から剰余金への振替	△5,000		5,000	5,000	
準備金から剰余金への振替		△5,000	5,000	-	
剰余金の配当					
不動産圧縮積立金の取崩					
当期純利益					
自己株式の取得					
自己株式の処分					
自己株式の消却			△7,028	△7,028	
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	-	-	2,972	2,972	
当期末残高	17,810	16,140	2,972	19,112	1,773

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	利 益 剰 余 金					自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	その他利益剰余金			利益剰余金 合 計			
	不動産圧縮 積 立 金	別途積立金	繰越利益 剰 余 金				
当期首残高	171	3,547	8,821	14,313	△340	47,923	
会計方針の変更による累積的影響額			△114	△114		△114	
会計方針の変更を反映した 当期首残高	171	3,547	8,706	14,198	△340	47,808	
当期変動額							
新株の発行						10,000	
資本金から剰余金への振替							
準備金から剰余金への振替							
剰余金の配当			△754	△754		△754	
不動産圧縮積立金の取崩	△2		2	-		-	
当期純利益			1,526	1,526		1,526	
自己株式の取得					△7,029	△7,029	
自己株式の処分					5	5	
自己株式の消却					7,028	-	
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)							
当期変動額合計	△2		774	772	4	3,748	
当期末残高	168	3,547	9,481	14,970	△336	51,556	

(単位：百万円)

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	2,109	△1	671	2,779	50,703
会計方針の変更による 累積的影響額					△114
会計方針の変更を反映した 当期首残高	2,109	△1	671	2,779	50,588
当期変動額					
新株の発行					10,000
資本金から剰余金への振替					
準備金から剰余金への振替					
剰余金の配当					△754
不動産圧縮積立金の取崩					
当期純利益					1,526
自己株式の取得					△7,029
自己株式の処分					5
自己株式の消却					
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△825	1		△824	△824
当期変動額合計	△825	1		△824	2,924
当期末残高	1,284	△0	671	1,955	53,512

# 個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法  
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法  
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。  
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法  
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）  
有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。  
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	7年～50年
その他	2年～20年
  - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）  
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
  - (3) リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
5. 繰延資産の処理方法  
社債発行費及び株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。
6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建資産及び負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。また、外貨建その他有価証券のうち債券に係る換算差額について、外国通貨による時価の変動を評価差額として処理し、それ以外を為替差損益として処理しております。
7. 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金  
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。  
上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。  
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。  
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,050百万円であります。

## (2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用： その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として14年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異： 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の上り事業年度から損益処理

## (3) 役員株式報酬引当金

役員株式報酬引当金は、株式交付規程に基づく役員への当社株式の交付に備えるため、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

## (4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

## (5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

## 8. 収益の計上方法

顧客との契約から生じる収益の計上基準については、主に役務取引において約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

## 9. ヘッジ会計の方法

### (1) 金利リスク・ヘッジ

ヘッジ会計の方法は、「金融商品会計に関する実務指針」及び「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に基づき、固定金利の預金・貸出金等に係る相場変動の相殺及び変動金利の預金・貸出金等に係るキャッシュ・フローの固定化を目的に、ヘッジ対象を取引単位で識別する個別ヘッジとリスクの共通する複数取引を対象とする包括ヘッジを採用しております。これは、期初に定める市場リスク管理方針に基づいて行うリスク管理であります。なお、当事業年度においては、該当取引はありません。

### (2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日。以下「業種別委員会実務指針第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

## 10. 関連する会計基準の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託（除くETF）の解約に伴う差損益について、投資信託全体で益の場合は、「有価証券利息配当金」に計上し、損の場合は「国債等債券償還損」に計上しております。当事業年度は、「有価証券利息配当金」に投資信託（除くETF）の解約損10百万円を計上しております。

## 会計方針の変更

### (収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、返金が不要な契約における取引開始日の顧客からの受取手数料について、従来は、入金時に一括して収益を認識する処理によっておりましたが、財又はサービスが提供された時に収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度における損益計算書は、経常収益及び役務取引等収益がそれぞれ26百万円増加、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ26百万円増加し、当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高が114百万円減少しております。

これに伴い、当事業年度の1株当たり純資産額は8円39銭減少、1株当たり当期純利益は1円61銭増加しております。

#### (時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これにより、その他有価証券のうち時価のある株式、受益証券及び出資証券は原則として決算日前1カ月の市場価格等の平均価格により評価しておりましたが、当事業年度末より決算日の市場価格等により評価しております。

#### (重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

##### 貸倒引当金

(1) 当事業年度に係る計算書類に計上した額

貸倒引当金 4,519百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

##### ①算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針」[7. 引当金の計上基準][ (1) 貸倒引当金 ]に記載しております。

##### ②主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」及び「新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済の影響」であります。

「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、債務者が策定した経営改善計画等に基づき、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

新型コロナウイルス感染症の影響は、今後の広がり方や収束時期を想定することは困難なことから、一定期間継続するものと想定し、主に当社の貸出金等の信用リスクに一定の影響を及ぼし、債務者の返済能力が低下する可能性を想定しておりますが、政府や地方公共団体の経済対策や金融機関による支援等により、貸出金に多額の損失が発生する事態に至らないとの仮定において貸倒引当金を算定しております。

##### ③翌事業年度に係る財務諸表に及ぼす影響

新型コロナウイルス感染症の状況及びその経済への影響並びに個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

#### (追加情報)

##### (信託を用いた株式報酬制度)

当社は、2020年6月26日開催の定時株主総会の決議により、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆さまと共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、信託を用いた株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)を導入しております。

##### (1) 取引の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託(以下「本信託」といいます。)が当社株式を取得し、当社が各取締役(社外取締役を除きます。以下も同様です。)に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

##### (2) 信託に残存する当社の株式

信託に残存する当社の株式は、株主資本において自己株式として計上しており、当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当事業年度末84百万円、86千株であります。

## 注記事項

### (貸借対照表関係)

- 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	3,774 百万円
危険債権額	16,838 百万円
三月以上延滞債権額	— 百万円
貸出条件緩和債権額	4,514 百万円
合計額	25,127 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

### (表示方法の変更)

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（2020年1月24日内閣府令第3号）が2022年3月31日から施行されたことに伴い、銀行法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

- 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、4,965百万円であります。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。

#### 担保に供している資産

有価証券	31,187百万円
貸出金	127,131百万円
預け金	91百万円

#### 担保資産に対応する債務

預金	6,119百万円
譲渡性預金	300百万円
借入金	112,000百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、金融商品等差入担保金797百万円及び中央清算機関差入証拠金8,000百万円を差し入れております。

子会社、子法人等及び関連法人等の借入金等の担保として差し入れているものはありません。

また、その他の資産には、保証金110百万円が含まれております。

- 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は134,145百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが129,626百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

5. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）、1999年3月31日の同法律の改正に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1999年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,309百万円

6. 有形固定資産の減価償却累計額 12,011百万円  
 7. 有形固定資産の圧縮記帳額 63百万円  
 8. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当社の保証債務の額は18,463百万円であります。  
 9. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。  
 10. 関係会社に対する金銭債権総額 4,326百万円  
 11. 関係会社に対する金銭債務総額 1,823百万円

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益
- |                      |       |
|----------------------|-------|
| 資金運用取引に係る収益総額        | 84百万円 |
| 役務取引等に係る収益総額         | －百万円  |
| その他業務・その他経常取引に係る収益総額 | 3百万円  |
| その他の取引に係る収益総額        | －百万円  |
- 関係会社との取引による費用
- |                      |        |
|----------------------|--------|
| 資金調達取引に係る費用総額        | 46百万円  |
| 役務取引等に係る費用総額         | －百万円   |
| その他業務・その他経常取引に係る費用総額 | 223百万円 |
| その他の取引に係る費用総額        | －百万円   |
2. 関連当事者との取引として記載すべきものはありません。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株 式 数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株 式 数	摘 要
自己株式					
普通株式	189	1	5	184	(注)1、2
第1回A種優先株式	－	7,000	7,000	－	(注)3
合 計	189	7,001	7,005	184	

- (注) 1. 普通株式の自己株式には、「役員株式報酬制度」が保有する当社株式（当事業年度期首92千株、期末86千株）が含まれております。  
 2. 普通株式の自己株式の変動理由は、増加については単元未満株式の買取、減少については株式報酬信託の給付によるものであります。  
 3. 第1回A種優先株式の自己株式の増加及び減少は、2021年12月の自己株式の取得及び消却に伴うものであります。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」及び「買入金銭債権」が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (2022年3月31日現在)

	当事業年度の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	△0

2. 満期保有目的の債券 (2022年3月31日現在)

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	15,692	16,157	465
	社 債	—	—	—
	その他	—	—	—
	うち外国債券	—	—	—
	小計	15,692	16,157	465
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	1,143	1,140	△2
	社 債	—	—	—
	その他	—	—	—
	うち外国債券	—	—	—
	小計	1,143	1,140	△2
合 計		16,835	17,298	462

3. 子会社・子法人等株式 (出資金) 及び関連法人等株式 (2022年3月31日現在)

時価のある子会社・子法人等株式及び関連法人等株式はありません。

市場価格のない子会社・子法人等株式 (出資金) 及び関連法人等株式は以下のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式 (出資金)	953
関連法人等株式	—
合 計	953

4. その他有価証券（2022年3月31日現在）

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	3,985	1,565	2,419
	債 券	29,859	29,669	190
	国 債	12,937	12,844	92
	地方債	—	—	—
	社 債	16,922	16,825	97
	その他	25,896	25,336	560
	うち外国債券	21,999	21,851	147
	小計	59,741	56,571	3,170
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	626	728	△102
	債 券	25,050	25,323	△272
	国 債	7,919	7,984	△65
	地方債	5,234	5,263	△29
	社 債	11,897	12,074	△177
	その他	63,415	64,446	△1,030
	うち外国債券	36,367	36,780	△412
	小計	89,093	90,498	△1,405
合 計	148,834	147,070	1,764	

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	452
組合出資金	1,089
合 計	1,542

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）第27項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）  
該当事項はありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株 式	273	114	25
債 券	7,729	62	1
国 債	7,358	62	—
地方債	229	0	0
社 債	141	0	0
その他	15,326	189	149
うち外国債券	10,187	50	107
合 計	23,328	366	176

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込があると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、株式73百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、以下のとおりであります。

- (1) 簿価に対して時価の下落率が50%以上の銘柄は、全て減損
- (2) 下落率が30%以上50%未満の銘柄については、過去の株価傾向、発行会社の業績・信用リスクの推移等を検討し、回復する可能性がないと判断されるものは、全て減損

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	1,372百万円
固定資産	244
株式	262
未収貸付金利息	19
その他	559
繰延税金資産小計	2,457
評価性引当額	△408
繰延税金資産合計	2,049
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△494
固定資産圧縮積立額	△73
その他	△1
繰延税金負債合計	△570
繰延税金資産の純額	1,479百万円

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	3,781円13銭
1株当たりの当期純利益金額	118円30銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	81円42銭

(重要な後発事象)

(資本金及び資本準備金の額の減少)

当社は、2022年5月13日開催の取締役会において、2022年6月28日開催予定の第139期定時株主総会に、資本金及び資本準備金の額の減少について付議することを決議いたしました。

1. 資本金及び資本準備金の額の減少の目的

今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保するため、会社法第447条の第1項及び第448条の第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、同額をその他資本剰余金に振り替えるものです。

2. 資本金の額の減少の要領

(1) 減少する資本金の額

資本金の額 17,810,000,000 円のうち 3,500,000,000 円を減少し、14,310,000,000 円といたします。

(2) 資本金の額の減少の方法

資本金の減少額 3,500,000,000 円はその他資本剰余金に振り替えます。

3. 資本準備金の額の減少の要領

(1) 減少する資本金準備金の額

資本準備金の額 16,140,000,000 円のうち 3,500,000,000 円を減少し、12,640,000,000円といたします。

(2) 資本金の額の減少の方法

資本準備金の減少額 3,500,000,000 円はその他資本剰余金に振り替えます。

4. 資本金及び資本準備金の額の減少の日程

取締役会決議日	2022年5月13日
定時株主総会決議日	2022年6月28日(予定)
債権者異議申述公告日	2022年6月29日(予定)
債権者異議申述最終期日	2022年7月29日(予定)
効力発生日	2022年8月1日(予定)

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで) 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当期首残高	17,810	15,991	15,589	△340	49,050
会計方針の変更による累積的影響額			△136		△136
会計方針の変更を反映した 当期首残高	17,810	15,991	15,453	△340	48,914
当期変動額					
新株の発行	5,000	5,000			10,000
資本金から剰余金への振替	△5,000	5,000			-
剰余金の配当			△754		△754
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,659		1,659
自己株式の取得				△7,029	△7,029
自己株式の処分				5	5
自己株式の消却		△7,028		7,028	-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	2,972	905	4	3,881
当期末残高	17,810	18,963	16,358	△336	52,795

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当期首残高	2,109	△1	671	△19	2,760	51,811
会計方針の変更による累積的影響額						△136
会計方針の変更を反映した 当期首残高	2,109	△1	671	△19	2,760	51,675
当期変動額						
新株の発行						10,000
資本金から剰余金への振替						-
剰余金の配当						△754
親会社株主に帰属する 当期純利益						1,659
自己株式の取得						△7,029
自己株式の処分						5
自己株式の消却						-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△825	1		18	△805	△805
当期変動額合計	△825	1		18	△805	3,075
当期末残高	1,284	△0	671	△0	1,955	54,751

# 連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

## 連結計算書類の作成方針

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結される子会社及び子法人等 3社

会社名 トマトビジネス株式会社  
トマトカード株式会社  
トマトリース株式会社

#### (2) 非連結の子会社及び子法人等 1社

会社名 トマト創業支援投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

会社名 該当事項はありません。

#### (2) 持分法適用の関連法人等

会社名 該当事項はありません。

#### (3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 1社

会社名 トマト創業支援投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除外しております。

#### (4) 持分法非適用の関連法人等

会社名 該当事項はありません。

### 3. 開示対象特別目的会社に関する事項

該当事項はありません。

## 会計方針に関する事項

### 1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

### 2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子法人の出資金については移動平均法による原価法、その他有価証券については、時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

### 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

### 4. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

当社の有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 7年～50年  
その他 2年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、当社と同じ基準により償却しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 貸倒引当金の計上基準

当社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,050百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

6. 役員株式報酬引当金の計上基準

役員株式報酬引当金は、株式交付規程に基づく役員への当社株式の交付に備えるため、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

7. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

8. 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

9. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用： その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として14年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異： 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

なお、連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

10. 収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

#### 11. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当社の外貨建の資産及び負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。また、外貨建その他有価証券のうち債券に係る換算差額について、外国通貨による時価の変動を評価差額として処理し、それ以外を為替差損益として処理しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建の資産及び負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

#### 12. 収益の計上方法

顧客との契約から生じる収益の計上基準については、主に役務取引において約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

#### 13. 重要なヘッジ会計の方法

##### (1) 金利リスク・ヘッジ

当社のヘッジ会計の方法は、「金融商品会計に関する実務指針」及び「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に基づき、固定金利の預金・貸出金等に係る相場変動の相殺及び変動金利の預金・貸出金等に係るキャッシュ・フローの固定化を目的に、ヘッジ対象を取引単位で識別する個別ヘッジとリスクの共通する複数取引を対象とする包括ヘッジを採用しております。これは、期初に定める市場リスク管理方針に基づいて行うリスク管理であります。なお、当連結会計年度においては該当取引はありません。

連結される子会社及び子法人等にはヘッジ会計を適用する取引はありません。

##### (2) 為替変動リスク・ヘッジ

当社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日。以下「業種別委員会実務指針第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

#### 14. 関連する会計基準の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託（除くETF）の解約に伴う差損益について、投資信託全体で益の場合は、「有価証券利息配当金」に計上し、損の場合は「国債等債券償還損」に計上しております。当連結会計年度は、「有価証券利息配当金」に投資信託（除くETF）の解約損10百万円を計上しております。

#### 会計方針の変更

##### （収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、返金が不要な契約における取引開始日の顧客からの受取手数料について、従来は、入金時に一括して収益を認識する処理によっておりましたが、財又はサービスが提供された時に収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度における連結損益計算書は、経常収益及び役務取引等収益がそれぞれ26百万円増加、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ26百万円増加し、当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高が136百万円減少しております。

これに伴い、当連結会計年度の1株当たり純資産額は10円25銭減少、1株当たり当期純利益は1円59銭増加しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これにより、その他有価証券のうち時価のある株式、受益証券及び出資証券は原則として連結決算日前1カ月の市場価格等の平均価格により評価しておりましたが、当連結会計年度末より連結決算日の市場価格等により評価しております。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

貸倒引当金

(1) 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

貸倒引当金 4,771百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「会計方針に関する事項」[5 貸倒引当金の計上基準]に記載しております。

②主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」及び「新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済の影響」であります。

「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、債務者が策定した経営改善計画等に基づき、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

新型コロナウイルス感染症の影響は、今後の広がり方や収束時期を想定することは困難なことから、一定期間継続するものと想定し、主に当社の貸出金等の信用リスクに一定の影響を及ぼし、債務者の返済能力が低下する可能性を想定しておりますが、政府や地方公共団体の経済対策や金融機関による支援等により、貸出金に多額の損失が発生する事態に至らないとの仮定を置いて貸倒引当金を算定しております。

③翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

新型コロナウイルス感染症の状況及びその経済への影響並びに個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌連結会計年度に係る連結計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(追加情報)

(役員退職慰労金制度の廃止)

連結子会社は、2021年4月28日開催の各社の取締役会において、2021年6月30日開催の定時株主総会終結の時をもって従来の役員退職慰労金制度を廃止することを決議し、同株主総会で退職慰労金の打ち切り支給案が承認されました。これに伴い、「役員退職慰労引当金」を全額取崩し、打ち切り支給額未払分8百万円については、各人の退任時に支給することから、「その他負債」に含めて計上しております。

(信託を用いた株式報酬制度)

当社は、2020年6月26日開催の定時株主総会の決議により、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆さまと共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、信託を用いた株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)を導入しております。

(1) 取引の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託(以下「本信託」といいます。)が当社株式を取得し、当社が各取締役(社外取締役を除きます。以下も同様です。)に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

(2) 信託に残存する当社の株式

信託に残存する当社の株式は、株主資本において自己株式として計上しており、当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末84百万円、86千株であります。

## 注記事項

### (連結貸借対照表関係)

1. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	3,774	百万円
危険債権額	16,838	百万円
三月以上延滞債権額	－	百万円
貸出条件緩和債権額	4,514	百万円
合計額	25,128	百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

### (表示方法の変更)

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（2020年1月24日 内閣府令第3号）が2022年3月31日から施行されたことに伴い、銀行法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

2. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、4,965百万円であります。
3. 担保に供している資産は次のとおりであります。

#### 担保に供している資産

有価証券	31,187百万円
貸出金	127,131百万円
預け金	91百万円

#### 担保資産に対応する債務

預金	6,119百万円
譲渡性預金	300百万円
借入金	112,000百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、金融商品等差入担保金797百万円及び中央清算機関差入証拠金8,000百万円を差し入れております。

また、その他資産には保証金110百万円が含まれております。

4. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は138,955百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが134,436百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

5. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）、1999年3月31日の同法律の改正に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1999年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,309百万円

6. 有形固定資産の減価償却累計額 12,068百万円  
 7. 有形固定資産の圧縮記帳額 63百万円  
 8. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は18,463百万円であります。

(連結損益計算書関係)

「その他の経常費用」には、貸出金償却228百万円、株式等売却損68百万円、株式等償却165百万円、偶発損失引当金繰入額145百万円を含んでおります。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計 年度期首 株式数	当連結会計 年度増加 株式数	当連結会計 年度減少 株式数	当連結会計 年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	11,679	—	—	11,679	
第1回A種優先株式	7,000	—	7,000	—	(注)1
第2回A種優先株式	—	1,000	—	1,000	(注)2
合計	18,679	1,000	7,000	12,679	
自己株式					
普通株式	189	1	5	184	(注)3、4
第1回A種優先株式	—	7,000	7,000	—	(注)5
合計	189	7,001	7,005	184	

(注) 1. 第1回A種優先株式の減少は、2021年12月の自己株式の消却によるものであります。

2. 2021年12月に第2回A種優先株式1,000千株を発行いたしました。

3. 普通株式の自己株式には、「役員株式報酬制度」で保有する当社株式（当連結会計年度期首92千株、期末86千株）が含まれております。

4. 普通株式の自己株式の変動理由は、増加については単元未満株式の買取、減少については株式報酬信託の給付によるものであります。

5. 第1回A種優先株式の自己株式の変動理由は、増加及び減少は2021年12月の自己株式の取得及び消却に伴うものであります。

2. 配当に関する事項

- (1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	289百万円	25円	2021年3月31日	2021年6月30日
	第1回A種 優先株式	87百万円	12円50銭	2021年3月31日	2021年6月30日
2021年11月8日 取締役会	普通株式	289百万円	25円	2021年9月30日	2021年12月7日
	第1回A種 優先株式	87百万円	12円50銭	2021年9月30日	2021年12月7日
合計		754百万円			

(注) 2021年6月29日定時株主総会による配当金の総額及び2021年11月8日取締役会決議による配当金の総額には、「役員株式報酬制度」で保有する自社の株式に対する配当金2百万円がそれ

それぞれ含まれております。

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議予定)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年6月28日 定時株主総会	普通株式	289百万円	利益剰余金	25円	2022年3月31日	2022年6月29日
	第2回A種 優先株式	51百万円	利益剰余金	51円	2022年3月31日	2022年6月29日

(注) 2022年6月28日決議による配当金の総額には、株式報酬信託が保有する自社の株式に対する配当金2百万円が含まれております。

#### (金融商品関係)

##### 1. 金融商品の状況に関する事項

###### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、預金や貸出業務及び有価証券投資、並びに国債や投資信託等の販売といった銀行業務を中心に行っております。これらの事業を行うための資金調達は、預金を中心でありませんが、一部借入金による調達も行っております。

また、資金運用は、中小企業等向け融資や個人ローンを中心とした貸出業務、国債を中心とした有価証券投資により行っており、最終的なリスクの所在が不明確な商品への運用は行わない方針としております。また、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を保有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、当社では資産及び負債の総合的管理（ALM）を実施しております。その一環として、デリバティブ取引も限定的に行っております。なお、連結される子会社及び子法人等はデリバティブ取引を行っておりません。

###### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、主として貸出金及び有価証券であります。貸出金は、契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されており、景気の動向、不動産価格の変動等の経済環境及び取引先の経営状態の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。有価証券は、国債を中心とする債券や上場株式等であり、主に銀行業務における資金運用を目的として保有しております。これらは、それぞれの発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

金融負債の主なもの、一般顧客から調達する預金であり、当社グループの信用状況等の変化や予期せぬ経済環境等の変化により、資金調達力の低下や資金流出が発生する流動性リスクに晒されております。

借入金は、将来、当社グループの業績や財務内容が悪化した場合、あるいは市場環境が大きく変化した場合に、必要な資金の確保が困難になるリスク、並びに通常より高い金利で資金調達を余儀なくされるリスクに晒されております。

デリバティブ取引は、金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等があります。当社では、金利スワップをヘッジ手段として、ヘッジ対象である貸出金や借入金に関わる金利の変動リスクに対しては、金利スワップの特例処理によるヘッジ会計を適用することとしております。また、通貨スワップ取引を外貨資金調達を目的として取り組んでおりますが、ヘッジ対象である外国債券との間でヘッジの有効性を評価することにより、ヘッジ会計を適用しております。このほか、期中において、価格変動による収益確保を目的とした債券先物取引、債券店頭オプション取引等も限定的に行っておりますが、これらは価格変動リスク等に晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社の金融商品に係るリスク管理体制は、以下のとおりであります。

なお、連結される子会社及び子法人等についても当社の管理体制に準じ、各社のリスク・プロファイルに見合った管理を行っております。

① 信用リスクの管理

当社は、「信用リスク管理方針」に基づき、「クレジットポリシー」及び「信用リスク管理規程」を定め、融資基本原則及び金融円滑化管理の徹底から、信用リスク管理の基本方針、個別案件ごとの与信審査、与信限度額管理、途上与信管理、信用格付、ポートフォリオ管理、問題債権の対応など信用リスク管理に関する態勢を整備し運営しております。これらの信用リスク管理は、営業店のほか審査部等の信用リスク管理所管部署が行っております。カンントリーリスク及び有価証券の発行体等の信用リスク、デリバティブ取引のカウンターパーティーリスクは、限度管理のほか信用情報や時価の把握を定期的に行うことにより管理しております。

また、信用リスクに関する状況について、定期的にはリスク管理委員会及びALM委員会において現状の把握・確認、今後の対応等の協議を行い、取締役会へ報告を行っております。さらに信用リスク管理の状況については、監査部による内部監査を実施しております。

② 市場リスクの管理

当社は、「市場リスク管理方針」に基づき、「市場リスク管理規程」を定め、管理目標、管理部署、管理方法など市場リスク管理に関する態勢を整備し運営しております。これらの市場リスク管理は、市場リスク管理室のほか経営企画部等の市場リスク管理所管部署が行っております。

また、金利リスク、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスクに関する状況については、定期的にはリスク管理委員会、ALM委員会及び取締役会等へ報告を行っております。さらに市場リスク管理の状況については、監査部による内部監査を実施しております。各リスクの管理方法は以下のとおりであります。

(i) 金利リスクの管理

当社は、金利動向の予測、限度管理、金利リスク量の把握、分析等を行うことにより金利の変動リスクを管理しており、リスク管理委員会及びALM委員会において、現状の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

(ii) 価格変動リスクの管理

有価証券等の保有については、「投資有価証券取扱規程」に基づき、取締役会で半期ごとの運用計画を決定したうえ、「市場リスク管理規程」等に従いリスクの管理を行っております。資金運用を所管する市場金融部等は、半期ごとに投資限度額やリスク限度額を設定し、債券及び上場株式等への投資を行うほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクを厳重に管理しております。これらの情報はリスク管理委員会及びALM委員会に報告され、現状の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

(iii) 為替リスクの管理

当社は、外貨建の資産と負債の額が通貨ごとにほぼ同額となるようリスクコントロールを行っており、為替レートの変動による影響はほとんどありません。

(iv) デリバティブの管理

デリバティブ取引に関しては、規程に基づき、限度管理など厳格な管理を行っているほか、取引の執行、リスク管理、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立しております。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

当社グループにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「コールローン及び買入手形」、「有価証券」、「貸出金」、「リース債権及びリース投資資産」、「預金」、「譲渡性預金」、「借入金」であります。また、株価リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「有価証券」及び「貸出金」であります。

当社グループでは、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の合理的な予想変動幅を用いた時価に与える影響額を、市場リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。金利以外のすべてのリスク変数が一定であることを仮定し、2022年3月31日現在、指標となる金利が100ベース・ポイント(1.00%)上昇したものと想定した場合には、当該金融資産と金融負債相殺後の純額(資産側)の時価は、5,017百万円増加し、100ベース・ポイント(1.00%)低下したものと想定した場合には、5,017百万円減少するものと把握しております。

また、株価以外のすべてのリスク変数が一定であることを仮定し、2022年3月31日現在、指標となるTOPIX（東証株価指数）が10%下落したものと想定した場合には、当該金融資産の時価は、698百万円減少し、10%上昇したものと想定した場合には、698百万円増加するものと把握しております。

当該影響額は、いずれもリスク変数間の相関を考慮しておりません。また、金利または株価の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

### ③ 流動性リスクの管理

当社は、「流動性リスク管理方針」に基づき、「流動性リスク管理規程」を定め、管理目標、管理部署、管理方法など流動性リスク管理に関する態勢を整備し運営しております。これらの流動性リスク管理は、流動性リスク管理所管部署である市場金融部、市場リスク管理室、経営企画部及び営業本部が行っております。

資金繰りリスクに関しては、半期ごとに運用・調達のバランスを考慮した資金繰り計画を策定するとともに、月次・週次・日次で資金繰りを厳格に管理しております。また、万一の場合に備えてコンティンジェンシー・プラン（危機管理計画）を策定し、様々な事態を想定し対応できる態勢を整備しております。

資金繰りリスクに関する状況については、定期的にはリスク管理委員会及びALM委員会へ報告を行い、現状の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。さらに流動性リスク管理の状況については、監査部による内部監査を実施しております。

### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（注1）参照）。また、現金預け金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから注記を省略、計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 有価証券	164,954	165,417	462
満期保有目的の債券	16,835	17,298	462
其他有価証券	148,119	148,119	—
(2) 貸出金	993,178		
貸倒引当金	△4,471		
(*1)	988,707	1,009,048	20,341
資 産 計	1,153,662	1,174,466	20,804
(1) 預金	1,205,666	1,205,682	15
(2) 譲渡性預金	4,678	4,678	—
(3) 借入金	120,551	120,615	64
負 債 計	1,330,896	1,330,977	80
デリバティブ取引 (*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	13	13	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(497)	(497)	—
デリバティブ取引計	(483)	(483)	—

(\*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(\*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( ) で表示しております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式 (* 1) (* 2)	1,099
組合出資金 (* 3)	1,221

(\* 1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日) 第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(\* 2) 当連結会計年度において非上場株式について92百万円減損処理を行っております。

(\* 3) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日) 第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	184,384	—	—	—	—	—
有価証券 (* 1)	11,516	59,346	33,912	14,426	27,431	10,751
満期保有目的の債券	2,000	4,000	4,000	4,000	2,000	—
その他有価証券のうち 満期があるもの	9,516	55,346	29,912	10,426	25,431	10,751
貸出金 (* 2)	179,962	173,025	136,809	102,869	114,798	265,120
合 計	375,863	232,371	170,722	117,295	142,230	275,872

(\* 1) 有価証券は、元本についての償還予定額を記載しており、連結貸借対照表計上額とは一致しません。

(\* 2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない20,592百万円は含めておりません。

(注3) 借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金 (*)	1,117,984	74,548	13,133	—	—	—
譲渡性預金	4,678	—	—	—	—	—
借入金	114,953	3,827	1,548	177	44	—
合 計	1,237,617	78,375	14,681	177	44	—

(\*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品  
当連結会計年度（2022年3月31日）

（単位：百万円）

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
有価証券				
その他有価証券	25,469	47,565	44,856	117,891
国債	20,856	—	—	20,856
地方債	—	5,234	—	5,234
社債	—	10,425	18,394	28,820
株式	4,611	—	—	4,611
その他	1	31,905	26,461	58,368
デリバティブ取引				
通貨関連	—	16	—	16
資 産 計	25,469	47,581	44,856	117,907
デリバティブ取引				
通貨関連	—	500	—	500
負 債 計	—	500	—	500

(\*) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）第26項に定める経過措置を適用した投資信託等については、上記表には含めておりません。連結貸借対照表における当該投資信託等の金額は30,278百万円であります。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品  
当連結会計年度（2022年3月31日）

（単位：百万円）

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
有価証券				
満期保有目的の債券	17,298	—	—	17,298
国債	17,298	—	—	17,298
貸出金	—	5,047	1,004,001	1,009,048
資 産 計	17,298	5,047	1,004,001	1,026,347
預金	—	1,205,682	—	1,205,682
借入金	—	120,615	—	120,615
負 債 計	—	1,326,297	—	1,326,297

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明  
資 産

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しています。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しています。主に地方債、社債がこれに含まれます。

相場価格が入手できない場合には、ブローカー等から入手する評価又は将来キャッシュ・フローの割引現在価値法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、信用スプレッドが含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いる場合にはレベル3、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローをスワップ金利等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引くことにより、現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシ

ユ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

## 負債

### 預金、及び譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

### 借入金

借入金については、変動金利のものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっておらず、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

### デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に債券先物取引や金利先物取引がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブは店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、プレーン・バニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しており、株式オプション取引等が含まれます。

(注2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

#### (1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報 (2022年3月31日)

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券 その他有価証券 私募債	現在価値技法	割引率	0.0%—9.7%	0.6%

#### (2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益 (2022年3月31日)

(単位：百万円)

	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル3の時価への振替	レベル3の時価からの振替	期末残高	当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益
		損益に計上(*1)	その他の包括利益に計上(*2)					
有価証券								
その他有価証券	47,781	1,310	△389	△3,845	—	—	44,856	—
私募債	20,096	0	△141	△1,560	—	—	18,394	—
外国債券	27,685	1,309	△247	△2,285	—	—	26,461	—

(\*1) 連結損益計算書の「その他業務収益」に含まれております。

(\*2) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当社では時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って時価を算定しております。算定された時価は、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証し、時価の算定の方針及び手続に関する適切性が確保されております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

私募債の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、割引率であります。割引率は、スワップ金利等適切な指標に与信管理上の信用リスク区分ごとの信用スプレッドを上乗せした利率であり、このインプットの著しい上昇（低下）は、時価の著しい低下（上昇）を生じさせることとなります。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報（2022年3月31日）

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
役務取引等収益	2,644	4	2,648	215	2,863
預金・貸出業務	1,008	—	1,008	—	1,008
為替業務	732	—	732	—	732
証券関連業務	293	—	293	—	293
代理業務	266	—	266	—	266
その他	343	4	347	215	562
その他経常収益	108	—	108	—	108
顧客との契約から生じる経常収益	2,752	4	2,756	215	2,972
上記以外の経常収益	14,064	5,762	19,827	17	19,845
外部顧客に対する経常収益	16,817	5,766	22,584	233	22,817

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業務であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

主に役務取引においては、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。したがって、返金が不要な契約における取引開始日に一括で受け取る顧客からの受取手数料において、一定の期間にわたり履行義務が充足されるものについては、財またはサービスが提供された時に収益を認識しております。

(1 株当たり情報)

1株当たりの純資産額	3,888円90銭
1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額	129円88銭
潜在株式調整後1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額	88円52銭

(重要な後発事象)

(資本金及び資本準備金の額の減少)

当社は、2022年5月13日開催の取締役会において、2022年6月28日開催予定の第139期定時株主総会に、資本金及び資本準備金の額の減少について付議することを決議いたしました。

1. 資本金及び資本準備金の額の減少の目的

今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保するため、会社法第447条の第1項及び第448条の第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、同額をその他資本剰余金に振り替えるものです。

2. 資本金の額の減少の要領

(1) 減少する資本金の額

資本金の額 17,810,000,000 円のうち 3,500,000,000 円を減少し、14,310,000,000 円といたします。

(2) 資本金の額の減少の方法

資本金の減少額 3,500,000,000 円はその他資本剰余金に振り替えます。

3. 資本準備金の額の減少の要領

(1) 減少する資本金準備金の額

資本準備金の額 16,140,000,000 円のうち 3,500,000,000 円を減少し、12,640,000,000円といたします。

(2) 資本金の額の減少の方法

資本準備金の減少額 3,500,000,000 円はその他資本剰余金に振り替えます。

4. 資本金及び資本準備金の額の減少の日程

取締役会決議日	2022年5月13日
定時株主総会決議日	2022年6月28日(予定)
債権者異議申述公告日	2022年6月29日(予定)
債権者異議申述最終期日	2022年7月29日(予定)
効力発生日	2022年8月1日(予定)